



2025年7月30日

各 位

株式会社クシム
代表取締役 田原 弘貴
(証券コード: 2345 東証スタンダード市場)
(お問合せ先) 代表取締役 田原 弘貴
電話 03-6427-7380 (代表)

2024年10月期の会計監査人に対する質問状送付のお知らせ

当社は、当社の2024年10月期における会計監査人であったUHY東京監査法人に対して、以下のとおり質問状を送付しましたので、お知らせいたします。

記

1. 質問の背景

当社は、2025年7月15日に提出された株式会社ネクスグループの半期報告書において、UHY東京監査法人が監査人として「適正意見」を表明したことに関し、監査基準、公認会計士法、公認会計士規則違反及び倫理規則違反の問題が存在する可能性があることから、2025年7月29日付けで質問状を送付しました。

また、同日付けで日本公認会計士協会に対して、同じ趣旨について記載した照会状を送付いたしました。

2. 質問状の詳細

別添の通り

以上

〒141-0021
東京都品川区上大崎3-1-1 JR東急目黒ビル4F

UHY東京監査法人 御中

2025年7月29日
株式会社クシム
代表取締役 田原 弘貴

質問状

拝啓 貴法人におかれましては、日頃より監査業務を通じて資本市場の健全性と投資者保護にご尽力されていることと存じます。

さて、2025年7月15日に提出されました株式会社ネクスグループの2025年11月期半期報告書に関して、貴法人が会計監査人として「適正意見」を表明しております。これに対し、下記のとおり、監査基準、公認会計士法、公認会計士規則違反及び倫理規則違反の問題が存在する可能性があると考え、以下の通り正式に質問申し上げます。

【本質問の背景】

1. 株式会社クシム(以下「当社」といいます。)の旧経営陣は、2025年2月3日付で、カイカフィナンシャルホールディングス株式会社に対する529百万円の債務(以下「本件債務」といいます。)の弁済のため、債権者が保有するZEDホールディングス株式会社(以下「ZEDホールディングス」といいます。)の株式全部(以下「本件株式」といいます。)を代物弁済により譲渡することを決議し、同日、実行しました。さらに、カイカフィナンシャルホールディングス株式会社(以下「カイカFHD」といいます。)は、同日、本件株式を、株式会社ネクスグループ(以下「ネクスグループ」といいます。)に譲渡し、その旨の開示を行いました(以下、上記取引を「本件取引」といいます)。
2. しかしながら、当社は、本件取引は会社法467条に基づく株主総会の特別決議を欠き、重大な法令違反行為であり無効であると認識しています。現に、本件取引を決議した旧経営陣は裁判所の決定により権利義務取締役としての地位を失いました。
3. その後、貴法人は、安河内明氏及び谷田修一氏を指定社員として、当社の2024年10月期における当社の連結財務諸表及び財務諸表について「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在している」として意見を表明しない旨を記載した監査報告書を提出しました。そして、貴法人は、当該監査報告書において、意見を表明しない理由として本件取引が行われたこと、本件取引の違法性が認められたことにより、仮取締役の就任が就任したこと、当社の管理部門の従業員が不在であることを挙げています(当社第29期有価証券報告書[119頁])。
4. その後、貴法人は、安河内明氏及び谷田修一氏を指定社員として、ネクスグループの第42期中間連結財務諸表に関し、適正意見を表明した監査報告書を提出されました(半期報告書[22頁])。しかしながら、当社としては、本件取引は会社法467条に基づく株主総会の特別決議を欠き、重大な法令違反行為であり無効であると認識していることは上記

のとおりです。そのため、当社としては、貴法人には、ネクスグループの第42期中間連結財務諸表について、十分かつ適切な証拠を入手していないにもかかわらず、また、財務諸表に関する合理的な基礎を得ていないにもかかわらず、監査意見が表明されたという疑義があると考えております。

5. さらに、特筆すべき点として、貴法人は、このZEDホールディングスおよびその傘下子会社の違法な譲渡(代物弁済)とされる行為が発生した直後、当社の監査契約から一方的に辞任するという対応を取っております。当該辞任は、本件取引という違法行為への対応を放棄したものであって、違法行為への対応を定めた日本公認会計士協会の倫理規則に照らして極めて問題があると考えております。

【質問事項】

1. 取得の適法性に関する確認

(1) 当社は、現在、本件取引は会社法467条に基づく株主総会の特別決議を欠き、重大な法令違反行為であり無効であると一貫して主張しております。

一方で、貴法人は、ネクスグループの第42期中間連結財務諸表について、適正意見を表明しております。そして、当該中間連結財務諸表は、本件取引に基づき、株式会社ZEDホールディングス、その子会社である株式会社Zaif、株式会社ネクスソフト、チューリングム株式会社、株式会社Web3テクノロジーズ及びDigital Credence Technologies Limitedを連結の範囲に含めております(半期報告書[22頁])。

このことからすれば、貴法人は、ネクスグループが本件取引により適法に本件株式を取得したことについて、十分かつ適切な証拠を入手した上で、財務書類に対する意見表明のための合理的な基礎を得たことから、第42期中間連結財務諸表について「無限定の結論」を表明したものと考えられます(公認会計士法34条の21第2項1号、2号、日本公認会計士協会会則51条3号)。

そこで、貴法人が、本件取引について法的に有効であると判断するに至った十分かつ適切な証拠を御開示ください。

(2) また、当社は、現在、本件取引を無効であるとしてZEDホールディングスの株主であると一貫して主張しており当該取引の有効性について争う方針であることを公表しております(2025年5月16日付当社IR「2025年2月3日の株式会社Zaif・チューリングム株式会社をはじめとする 事業子会社株式の譲渡に関する当社の見解」)。そして、現に当該取引の違法性が争点になった仮取締役兼仮代表取締役選任申立事件において仮取締役が選任され、現任の取締役が裁判所の決定によって辞任するという事態になっております。

それにもかかわらず、当該子会社株式の移転を前提とした取引をネクスグループ社の財務諸表に反映すること、あるいは重要な係争性について一切の注記を行わず「無限定の結論」を表明することは、投資家保護の観点から極めて不適切であると考えます。

一般に「重要な偶発事象等の将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、中間財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な期中レビュー手続を実施できなかった場合に準じて、結論の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない(「期中レビュー基準」第三 報告基準 11 参照)」とされています。したがって、貴法人の判断

はこの基準に適合しているか疑わしいと考えております。

以上を踏まえまして、貴法人は、本件に関する重大な不確実性(material uncertainty)を注記・開示対象とせずとも「無限定の結論」を維持できる理由について、具体的な根拠資料とともに御説明ください。

2. 当社との監査契約の一方的解除に関する見解と倫理規則適合性について

当社は、本件取引は株主総会の特別決議を欠いており、重大な法令違反行為であると認識しており、実際に連裁判では司法判断によりその主張が認容されています。しかしながら、貴法人は、本件取引の直後に、当社との間の監査契約を解除し、当社の会計監査人を辞任しました。この一方的辞任について、当社は、貴法人に対し、以下の点について合理的な説明をしていただきたく存じます。

(1)当該辞任直後に、問題となっている本件取引によってZEDホールディングスの株式を取得したと主張するネクスグループの監査を担当されております。さらに、いずれの監査報告書においても、指定社員を安河内明氏及び谷田修一氏としており、全く同一の会計士が担当しております。そして、当社とネクスグループは、本件取引の有効及び無効に関して、利益が相反していることから、客觀性の原則に違反する疑いがあると考えております(倫理規則セクション110.1.A1、セクション210.2(1))。

そこで、貴法人による当社及びネクスグループへの監査業務が、監査人としての倫理規則に違反しないと判断された根拠について、御説明ください。

(2)監査人は、違法行為又はその疑いに関する情報に気づいた場合、①行為の内容及び当該行為が発生した状況について理解すること、②財務諸表に及ぼす影響を評価するために詳細な情報を入手することが求められます(監査基準報告書 250、18項)。そして、監査人は、識別された違法行為又はその疑い及び①実施した監査手続、行った職業的専門家としての重要な判断及び到達した結論、②違法行為に関連する重要な事項についての経営者、監査役等及びその他の者との協議(経営者又は監査役等がどのように当該事項に対応したかを含む。)を監査調書に記載しなければならないとされています(監査基準報告書 250、29項)。

そこで、貴法人が、本件取引について、①行為の内容及び当該行為が発生した状況について理解すること、②財務諸表に及ぼす影響を評価するために詳細な情報を入手するために実施した施策について御説明ください。

- また、貴法人が、識別された違法行為又はその疑い、①実施した監査手続、行った職業的専門家としての重要な判断及び到達した結論、②違法行為に関連する重要な事項についての経営者、監査役等及びその他の者との協議(経営者又は監査役等がどのように当該事項に対応したかを含む。)を記載した監査調書を御開示ください。
- さらに、監査人は、違法行為又はその疑いに気づいた場合には、適切かつ適時に、違法行為を阻止・是正する対応策が講じられるように、経営者又は監査役等に要請することが求められています(倫理規則セクション360.13、セクション210.2(1))。それにもかかわらず、貴法人が、本件取引の直後に、何ら違法行為に対する対応をとることなく、当社と

の間の監査契約を解除し、当社の会計監査人を辞任した場合には、当該倫理規則に違反する行為であると考えております（日本公認会計士協会倫理委員会『倫理規則に関するQ&A（実務ガイドンス）』Q360-4-1[44頁]）。そこで、貴法人において、当社の旧経営陣に対して行った対応について御説明ください。仮に、対応をされていない場合には、そのような対応が倫理規則に違反しないと判断された理由について御説明ください。

以上の点について、当社および株主、利害関係者に対する説明責任を果たすべく、貴法人の監査上の見解を文書にて、**2025年8月8日（金）**までにご回答くださいますよう、お願い申し上げます。

必要に応じて、直接の協議・面談の機会を設けていただければ幸甚です。

敬具